

文教厚生委員長報告

令和5年12月19日

今期定例会において、文教厚生委員会に付託を受けました議案20件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第120号 西都中学校スクールバス運営基金条例の制定についてであります。

本案は、西都中学校生徒の通学手段及び通学時の安全確保を図るため、所要の整備を行うものであります。

本案については、種々質疑の後、ある委員より「本案は、西都中学校生徒の通学手段及び通学時の安全確保を図るため条例を制定するものであり賛成したい。基金の財源は特定防衛施設周辺整備調整交付金であり、スクールバス運営事業に要する経費として使われるとのことであるが、その運営事業にあたっては、財源の有効活用による通学の安全対策を図られることを強く要望しておきたい」との賛成討論がなされ、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において、ある委員より「スクールバスの安全かつ安定的な運営のために必要な原資が継続的に確保されるよう当該交付金確保に努めていただきたい」との意見・要望がなされました。

次に、議案第125号 西都市空家等対策の推進に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の整備を行うものであります。

本案については、種々質疑の後、ある委員より「本案は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴う本市条例の改正であり賛成したい。年々増加する空き家対策は深刻な課題である。それだけに本改正による空き家対策が積極的に推進されることを強く要望しておきたい」との賛成討論が

なされ、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において、ある委員より「市当局が本条例に基づく特定空家等に係る審議会を的確に活用し、空き家対策に積極的に取り組んでいただきたい」との意見・要望がなされました。

次に、議案第 127 号 西都市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

本案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を行うものであります。

本案については、種々質疑の後、ある委員より「本案は、子育て世帯支援のため、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険税である所得割額・均等割額を免除することにより、被保険者対象世帯に係る保険税が軽減されること、また国保税の滞納者に対しても同様の対応がされることとであり賛成したい」との賛成討論がなされ、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 128 号 西都市子育て支援基金条例の一部改正についてであります。

本案は、助成対象事業の追加に伴い、所要の整備を行うものであります。

本案については、種々質疑の後、ある委員より「本案は、助成対象事業者に幼児歯科検診事業が追加されることに伴う改正であり賛成したい。幼児の歯科検診は重要であることから、本市における積極的な対策を要望しておきたい」との賛成討論がなされ、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 129 号 西都市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、食事サービス事業の廃止に伴い、所要の整備を行うものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 130 号 西都市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

本案は、研修修了予定者を放課後児童支援員とみなすことに伴い、所要の整備を行うものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 142 号 令和 5 年度西都市一般会計予算補正（第 7 号）について、本委員会に付託をされた部分についてであります。

歳出について主なものは、民生費に介護給付・訓練等給付費、教育費に学校教育基金などの予算が計上されております。

本案については、種々質疑の後、ある委員より「本案は、学校給食調理業務委託 2 億 673 万円のほか、地区体育館等の指定管理者の指定に伴う債務負担行為補正等であり賛成したい。なお、学校給食調理業務委託についてはプロポーザル方式による選定が行われるとのことであるが、学校給食が教育活動の一環として実施されていることを十分理解し、安全な給食が提供できる業者を選定されることを要望したい」との賛成討論がなされ、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 143 号 令和 5 年度西都市国民健康保険事業特別会計予算補正（第 4 号）についてであります。

本案は、保険給付費など総額 5,053 万 9 千円を増額補正しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 144 号 令和 5 年度西都市介護保険事業特別会計予算補正（第

4号) についてであります。

本案は、保険給付費など総額 2 億 4,878 万 1 千円を増額補正しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 145 号 令和 5 年度西都市後期高齢者医療特別会計予算補正(第 3 号) についてであります。

本案は、後期高齢者医療広域連合納付金など総額 589 万円を減額補正しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 147 号 地区体育館の指定管理者の指定についてであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 148 号 穂北地区多目的集会施設の指定管理者の指定についてであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 149 号 上三財地区健康増進施設の指定管理者の指定についてであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 150 号 西都市民弓道場の指定管理者の指定についてであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 153 号 西都市立診療所の指定管理者の指定についてであります。

本案については、種々質疑の後、ある委員より「本案は、本年度末で指定期間が終了する西都市立診療所の東米良診療所、銀鏡診療所、へき地巡回診療所の 3 施設について、引き続き社会医療法人善仁会を指定管理者として指定をするものであり賛成したい。指定の理由は、現在まで同法人による東米良地域住民に対する保健事業を含む地域医療等の貢献と同法人による医療提供サービスに対して、地域住民の厚い信頼や依存の状況があることなどに鑑み、今回、社会医療法人善仁会を引き続き指定管理者として指定するものとのことであった。審査にあたって、山村地域における医療への貢献をどう評価しているのかについては、『山間部への医療提供について長年ご尽力いただいております、また、他に指定管理を受託していただける法人も見当たらず、医師が不在となる恐れがある状況下において、診療所業務を実施していただき医療空白地域が生じないでいることについてありがたく感じているところである』また、人口減少と高齢化が進行する山村地域における医療の現状と課題については、『山村地域においては民間による医療提供が困難な状況にあることから、公立診療所やへき地出張診療所などの体制維持は重要であると考えている。しかし、人口減少が進む現状において患者数が減少し、それが直接収益の減少に繋がっており、損失額を補填する負担金の増加が課題となっている。限られた医療資源を効果的に活用する必要があることから、県の補助金等の活用や、市内外の医療機関との相互連携を行うことで、安定した医療の提供を継続したいと考えている』との見解が述べられたところである。山間地域における医療を守ることは、山間地域で生活する住民が、安心して暮らせる保障でもあり、また課題でもあるだけに、行政としても善仁会をはじめ関係医療機関と連携・協力して、診療所の運営に支援していただくことを強く要望しておきたい」との賛成討論がなされ、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 154 号 西都市地域福祉センターの指定管理者の指定についてであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 155 号 西都市老人福祉センターの指定管理者の指定についてであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 156 号 西都市児童館の指定管理者の指定についてであります。

本案の審査にあたっては、指定管理者選定委員会の審査を経て提案がなされていることから、同委員長である津曲副市長に出席を求め、説明いただいたところであります。

本案については、種々質疑の後、ある委員より「本案は、西都市児童館を特定非営利活動法人さいと旗たて会に管理を行わせるものである。同法人は、児童館設置時からの管理者であり、設置以来の活動を評価し、また更なる活動に期待を込めて賛成したい。本案の審査にあたっては、審査委員長を務められた副市長の出席を求め、審査方法及び選考基準に基づいて、選考結果に基づく評価とともに、指定管理者に期待すること等について伺ったところである。副市長は『相対的な評価として、同団体は、指定管理者としての経験が長く、求められる機能と役割を認識しており、指定管理者としての能力が高いと評価できる。現在の児童館は、開館当初から同指定管理者が、長期間管理しており、実績や知名度も定着し、地域の子どもたちが楽しめる魅力的な場であるとともに、地域との連携を進める機能を有する施設となっている。また、今後の児童館には、子どもたちにとって魅力的な場であるとともに、現在の子どもを取り巻く課題に対応していくことで、サービスの向上を図ることを期待したい。また、子育て支援室は、乳幼児の安全な遊び場であり、

親同士の交流の場であり、子育てに悩みのある保護者の相談場所にもなっていることから、育児中の保護者にとって、悩みを相談し、解消できる有意義な居場所の活用を強化するために、より多くの市民に宣伝周知してもらいたいと思っている』等と高い評価と期待を込めた見解が述べられたところである。児童館は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操^{じょうそう}を豊かにするために、児童福祉法の規定に基づき設置されているだけに、今後とも運営に対する積極的な支援を強く要望しておきたい」との賛成討論がなされ、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 157 号 銀鏡伝承館の指定管理者の指定についてであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 158 号 令和 5 年度西都市一般会計予算補正（第 8 号）について、本委員会に付託をされた部分についてであります。

歳出については、民生費に物価高騰重点支援臨時給付金など 3 億 2,249 万円の予算が計上されております。

本案については、種々質疑の後、ある委員より「本案は、低所得者を対象とし電力、ガスをはじめエネルギー・食料価格等の物価高騰による負担増を軽減するため、令和 5 年度住民税非課税世帯、約 4,500 世帯に給付金として一世帯 7 万円を支給するための予算であり賛成したい。年末を迎え大変だと考えるが、給付金が一日も早く届けられることを強く要望しておきたい」との賛成討論がなされ、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。